

## 無電柱化工事

国道 296 号から国道 51 号（旧道）に至る道路の無電柱化工事が進んでいると思いましたが本日（9 月 19 日）当該道路を通行したときに気が付きましたこと  
をお尋ねします、電話線用と思われる新規の電柱が立っておりました（私有地の中  
に道路に沿って）これはどうゆうことですか、この道路沿いには電柱は建てない  
のではないですか、何のために共同溝に税金をかけたのでしょうか、私の思い  
ちがいでしょうか

### ■回 答

お手紙にてお尋ねいただいた箇所は、無電柱化工事と併せて歩道の拡幅工  
事を実施しております。これらの工事を実施するためには、既存の電柱が支障とな  
り撤去する必要がありますが、単純な撤去では沿線にお住まいの方が電気等を  
利用出来なくなってしまう。

このことから、民地内に仮の電柱を建て、工事中でも平常通り電気等をご利用  
いただけるようにしております。

今後、電線類の地中化が完了した後には仮の電柱を撤去する予定となってお  
りますのでご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

《担当課》まちづくり課